

反核医師ジャーナル

第56号 発行：核戦争に反対する医師の会・愛知

2007年9月15日
vol.26 No.2

(名古屋市昭和区妙見町19-2)
愛知県保険医会館気付
TEL052-832-1345

反核医師の会が25周年のつどい

1982年4月に結成して以来、地道に活動が続けて早や25年

愛知の核戦争に反対する医師の会は一九八二年四月十一日に結成された。それから地道に絶えることなく活動が続けて二十五年。反核医師の会では、六月二日(土)に二十五周年を記念して中京大学ヤマテホールで『語りと歌でつづる被爆者の願い』のつどいを開催し、医師二十三人を含む市民ら百人余りが参加した。

「つどい」では直野章子氏(九州大学大学院准教授)の講演とシンガー・ソングライター横井久美子さんの歌によるコラボレーションを楽しんだ。



♪にんげんをかえせ♪

横井さんは、被爆者に共感し各地の原爆症認定集団訴訟にギターを抱えて駆けつけ支援を続けている。被爆者と知り合って勇気づけられた体験を語りながら、「ちちをかえせ」はをかえせ「で始まる原爆詩人峠三吉の詩『にんげんをかえせ』など六曲を歌い上げた。「にんげんをかえせ」の詩は多くの人が知っているが、これが「アメーzing・グレイス」のメロディで歌われると、参加者の中にはそつと目をぬぐう姿があった。



原爆被害者の要求と 日本国憲法

直野 章子

(九州大学大学院比較社会
文化研究院・准教授)



この講演要旨は、「核戦争に反対する医師の会・愛知」が結成二十五周年を記念して六月二日に開催したつどい『語りと歌でつづる被爆者の願い』で、直野章子氏が話した内容を要約したものです。

被爆者に寄り添う

私は九州大学で教鞭をとって三年目、出身は兵庫県です。なぜ関西出身の私が被爆者の問題に関わってきたかというと、母が広島出身の被爆者で、母の父である祖父は原爆に遭ったあと急性原爆症を患い非常に苦しみながら一ヵ月後に死んだ、とい

う話を小さい頃から聞いていて、ずっと被爆者の問題にこだわって続けてきたからです。

テーマの『原爆被害者の基本要求和日本国憲法』については、私が被爆者になり代わって話すのではなく、被爆者とずっと関わってきた私が学んだこと、私が被爆者から受け取ってきたことを伝えるという観点から話します。

原爆被害者の基本要求和 「ふたたび被爆者をつくらないために」

資料の『原爆被害者の基本要

求』(以下「基本要求和」)は、いわば「被爆者運動の憲法」のような文書であって、いま現在も日本被団協(日本被爆者団体連合会)の活動方針の中心になっているものです。これが発表されたのは一九八四年の十一月で、被爆者の深い思いが凝縮された文章であります。

被団協は、一九八三年から八四年にかけて要求調査を行い、全国で四千人弱もの被爆者が回答を寄せました。これは、その結果にもとづいて何回も各地で意見集約を繰り返した、この要求をまとめる作業には全国で千人ぐらゐの被爆者が関わっただろうと言われています。「基本要求和」は、そのような被爆者の深い思いが詰まった文章なのです。従って「基本要求和」は、「ふたたび被爆者をつくらないために」、被爆者たちが要求することを柱にまとめられています。

核戦争起こすな 核兵器なくせ

その中で、まずは「原爆がもたらしたものの」として、広島・長崎の惨状について書かれています。

次に「被爆者のねがい(要求)」とは何であるか? 具体的には、核保有国に「核戦争起こすな、核兵器なくせ」と要求しています。「ふたたび被爆者をつくるな」というのは被爆者の命をかけた訴えなのです。

特にアメリカ政府に対しては、核兵器廃絶だけでなく謝罪を要求し、「ふたたび被爆者をつくるな、核兵器なくせ」という被爆者の願いに応えることこそ、アメリカが人類史上初めて核兵器を使った罪を償う唯一の道だと主張しています。そして、日本政府に対して、世界で核兵器廃絶を先導するよう要求しています。

この文書がつくられた一九八三―八四年、八〇年代前半のこの時期は、ヨーロッパでアメリカによる核兵器配備に非常に危機感が高まり、世論と運動が高揚した時期でもありました。こういう時期に被爆者の「基本要求和」がつくられたのです。

被害補償に国は責任を 被爆者援護法の制定要求

さらに、ふたたび被爆者をつくらないためには、核兵器をな

くして核戦争をなくすという先に述べた要求だけでなく、もう一つの要求が必要であるとしてあります。それは、国家責任にもとづく原爆被害者援護法の即時制定です。その中で、なぜアメリカの落とした原爆の被害の補償を日本政府に要求するのかについて綴られています。

被爆者は戦後、原爆症による病気と貧困に非常に苦しめられてきましたが、「かわいそうな被爆者に救いの手を差し伸べてください」と要求してきたわけではありません。国に対して「この被害を償ってくれ」と、国家補償を要求してきたのであります。

もちろん原爆被害は、アメリカの落とした原爆によるものですが、しかし、戦争がなければ起こり得なかった。国が引き起こした戦争のせいで原爆被害はもたらされたものであって、被爆者に責任はない。従って、国の行為によって起こった原爆被害は、国が償うのは当然である。こういう理論立てで運動を組み立ててきたのです。

基本要求和では、「反人間的な原爆被害が、戦争の結果生じたものである以上、その被害の補償

は戦争を遂行した国の責任で行われなければならないのは当然のこと」「国家補償の原爆被害者援護法」の即時制定は、日本政府の義務なのです」と、国の責任による援護法(※1)の制定を要求しています。

パンフレット『私の訴え』

被爆六十周年に向け、二年前に被団協が中心となつて行ったアンケートをまとめた『私の訴え』というパンフレットがあります。私もこの作業に関わったのですが、たった二カ月の間に全国で千六百二十二人もの被爆者がアンケートに答えてくれました。これには生の被爆者の声が載っているので、ぜひ手にして読んでください。

この中の「原爆被害の責任はどこにあるか?」という設問で、①アメリカ政府、②日本政府、③米日両政府、④戦争だから仕方がない、⑤その他―五つの選択肢を入れて選んでもらったところ、五七が③の米日両政府と答えました。①アメリカ政府のみ二〇が、②日本政府のみ一〇がでした。

結局、日本政府に原爆被害の

責任があると考えている被爆者は、七割に上るわけなのです。

戦争被害を等しく受忍せよ ―国の原爆被害者対策 基本懇答申―

一九七八年に、原爆症の治療を求めて日本にやって来て、密入国し刑務所に入れられて裁判を闘った韓国の孫振斗さんという被爆者の最高裁判決がありました。孫さんに被爆者健康手帳

を交付するように、と国に命じる勝利判決でした。

この判決が画期的なのは、原爆被害を、国が主体的に引き起こしたことにあるのを認め、「原爆医療法は国家補償的な側面がないとは言えない」としたこと。一九五七年に制定された原爆医療法には、対象を日本人だけに限定する「国籍条項」(※2)がなかったので孫さんは勝利できたのですが、それまで被



この日、100人余りの参加者が会場の中京大学名古屋キャンパスのヤマデホールに集まり、心打たれながら話を聞いた

※1 現在の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は1994年に、1957年の「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」と1968年の「原子爆弾被爆者に関する法律」を一本化して制定された法律。「援護法」の名を持っているが、戦争責任を否定する答申にもとづいており、被爆者の要求する国家補償からはかけ離れた内容で運用されており、それが、全国で闘われている原爆症認定集団訴訟の大きな原因になっている。

爆者援護を福祉制度として説明してきた国は、これにより対策を求めらるることになりました。

そこで発足したのが原爆被害者対策基本問題懇談会(基本懇)です。八〇年十二月にその基本懇答申が出され、原爆被害が悲惨であったことは認めたものの、国の責任は否定しました。国の行くべき対策はあくまでも被爆者の「福祉の増進」であつて、放射線被害だけに限って補償する。あたかも、放射線被害とそれ以外の被害とが明確に線引きできるかのような答申でした。被爆者たちが一番許せなかつたのは「戦争被害受忍論」です。「国家存亡をかけた非常事態にあつては、国民が命や財産などを犠牲にしたとしてもすべての国民が等しくこれを受忍しなければならぬ。原爆被害も、一般の戦争被害と同じく受忍されるべきものだ」として、「我慢」を押し付けてきました。そして、どうしてもこの「受忍論」を許せず、国家補償にもとづく被爆者援護法を制定させる運動を通じてつくり上げたのが日本被団協の「基本要請」なのです。

「受忍論」の譜系

この「戦争被害受忍論」が打ち出されたのは一九八〇年の時点で基本懇答申が初めてではありません。

司法の場では一九六八年の最高裁判決で、戦争で失った資産の補償を求めた訴えに対して「我慢しなさい」という論が初めて展開された。その後、東京大空襲で奥さんと小さな子どもを失った男性が訴えた地裁・高裁の判決文では、「戦争という非常態下にあつた国との関係で、『後方的受忍義務』の範囲内である」とまで言われた。ここ名古屋でも、名古屋大空襲の被災者三人が一般戦災者への被害補償を求

※2 軍人軍属等を対象として1963年に施行された「戦傷病者特別援護法」は、戦争中は旧植民地の朝鮮半島や台湾の人々に「日本人」であることを強要し、日本人として戦場に徴用して戦わせたにもかかわらず、戦後にできたこの援護法では、「国籍条項」を設けて、今、日本人でない韓国人や朝鮮人、台湾の人々を排除してしまった。

めたのに対して、一九八七年の最高裁判決で「受忍論」が展開されています。

こういう判決があるので、今年三月に、東京大空襲の被害者が立ち上がって裁判を起こしていますが、法律論的にはかなり難しいと言われています。

さらに、旧植民地では「日本人」になることを強要された台湾や韓国の人々が、戦後、国籍条項を盾に援護や補償を受けられないことを不服として起こした幾つかの裁判があります。一方で日本人でないと排除しておきながら、他方、裁判では勝手に日本人と同じ扱いをされて、裁判所は「受忍論」に言及しています。最近では中国残留孤児が起こした訴えでも、「受忍論」が引用されています。

私は、裁判所というのはきちんと憲法を守るのが仕事だと思っていたのですが、そうではないのだということが、これらの戦後補償の裁判を見てわかってきました。

日本国憲法を精神を 体現する被爆者の運動

この「受忍論」が、日本国

憲法の精神に真つ向から反するということとはすぐお気づきになると思います。

「受忍論」というのは、憲法との関係で言うところ、「国家の戦争遂行権」を前提として国民に被害の受忍を求めているわけなので、今の日本国憲法の下ではあり得ない思想であり、「国家の非常事態のためには国民は命も含めて捧げるのが当然」とした国家主権（天皇主権）の明治憲法と同じ精神を持つものです。

その点で「受忍論」というのは、主権在民を謳っている日本国憲法の精神とは相容れない正反対のものです。

そうした憲法の精神を殺すような「戦争被害受忍論」に、立ち向かってきたのが被爆者運動であります。被爆者の運動は、日本国憲法の平和主義につながるだけでなく、基本的人権、主権在民の思想をも体現し、それを実現するために運動してきたとも言えます。

被爆者たちは、ただ自分たちだけが救われることだけを目的として運動してきたわけではないのです。

知ってほしい 被爆者の思い

私は、「本当は話したくないのです」と言う人も含めて多くの被爆者の方々からお話を聞きました。

『私の訴え』の自由記入欄にも多くのことが書かれています。広島で十七歳のときに被爆した女性の記述です。

「子供たちが成人するまでは被爆者だとかは話ほしな。八月六日のテレビも見ない。やつと子供たちが結婚し、孫が生まれ、また孫が子を生み、それぞれ被爆者の姿でなく喜ばしい事。

被爆体験のかたまりを頼まれますが、そんな話が出来ますか。私の奥底まで六十年間、被爆死の姉の悲しい思いがあるのに。毎日毎日お水を上げて仏様にお参りしています。嫁いだ家の仏壇に一緒にさせてもらい、六十年戦後だけ姉の姿は二十一歳です。

核兵器の悲惨さは語られてきた、でも生き残った人々がどんな思いで戦後を生きたかは余り語られることがなかった。誰も語っても八月五日の元の姿には

自民党議員懇や小委員会

認定基準の改善、控訴取り下げを提言

厚労省は、集団訴訟を通じてこれまで判決言い渡しのあった大阪・広島・名古屋・仙台・東京・熊本と、すべての地裁判決で原爆症の認定基準の不十分さや誤りを断罪された。六回すべて同じ主旨にもとづいて改善の必要が示唆されているにもかかわらず、反省の弁や改善策を講じることもなくすべて控訴している。被爆者からは、「国は、被爆者が死に絶えるのを待っているのだ」という声さえ上がっているのが現状である。

これに対し、従来、国へ対応を求めてきた民主党やもどらないのでガマン、ガマンの六十年だったと思う。六十年も同じ事。」

次代へー
若い世代が引き継いで

被爆者たちは心と体の痛みを乗り越えて闘ってきた人たちで

共産党のみならず、与党の自民党や公明党も議員懇談会などをつくり真剣な対策を求める意見書を提出してきた。

八月五日には安倍首相も「原爆症認定のあり方の見直しを検討する」と被爆者に約束。八月三十日には自民党の小委員会が、原爆症認定基準の改善、国の全ての控訴取り下げを政府に提言した。これを受けて、舛添厚労大臣も三カ月以内の改善を検討すると述べた。被爆者の運動が国民的な後押しをうけて国会と政府を動かして始めている。

す。

でも、いつまでもこの闘いの先頭に年老いた被爆者たちを立たせるわけにはいかない。戦争や被爆を体験していない若い世代が引き継いでいかなければならないのだということを訴えたいと思います。

反核医師の会・愛知 総会・学習会開催報告

学習会「辺野古の海に

米軍基地はいらない！」

「おじい」「おばあ」たちの非暴力の闘いの記録

報告 浅見裕子さん(フリーカメラマン)

「核戦争に反対する医師の会・

愛知」は六月三十日(土)午後

保険医協会伏見会議室で総会と

学習会を開催し、十七人が参加した。

学習会

学習会前半は、沖縄県名護市辺野古で海上基地建設反対運動を展開する人々の活動や、日常生活を追った報道番組「海にすわる」辺野古六〇〇日の闘い(琉球朝日放送制作)の上映、後半は辺野古で写真を撮り続ける名古屋市在住のフリーカメラマン浅見裕子さんの話を聞いた。

報道番組は、防衛施設庁による強硬な調査の様子や、建設をやめさせるための粘り強い非暴力の抵抗、それを支援するために全国から集まった人々の闘い



海上座り込み(2004年9月)
浅見さんの写真集より

の記録を収めている。

浅見さんは、二〇〇四年に座り込み行動がはじまる以前から沖縄を撮っていたが、行動が始まってからは辺野古に年間の三分の一も滞在し「おじい」や「お

原爆症認定訴訟控訴審

名古屋高裁で第一回口頭弁論始まる

一月三十一日に名古屋地裁が、甲斐昭・中村昭子・森敏夫・小路妙子さんの四人の原告に対し、甲斐・小路さんを原爆症と認め、中村・森さんを否認するという判決を出した後、厚労省はすぐに控訴していたが、九月三日、控訴審の第一回口頭弁論が名古屋高等裁判所で始まった。

この日は百人余りが傍聴に参加。原告側は、板井熊本弁護士団長が、七月三十日に厚労省が六

「ばあ」の闘いの記録を撮り続けている。写真誌「DAYS JAPAN」にもその現場の記録写真が掲載された。

浅見さんはその体験と、政府が海上自衛隊を動員して大問題となっている新基地建設の「事前現況調査」について報告した。

総会

総会では〇六年度活動報告と〇七年度活動方針、〇六年度の会計報告を承認した。

回目の敗北を喫した熊本地裁判決と集団訴訟の到達点について述べ、原告三人が本人陳述した。また、愛知弁護士団が被爆の実相と国の認定基準の柱となっている原因確率論を批判した。

被告の国側はこれまでの裁判の過程ですでに破綻済みの「急性症状の下痢や脱毛、出血の原因が原爆の放射線による」とは言えない」とする主張を四十分間にわたり展開、被爆者や傍聴した支援者から大きな怒りを買った。

原爆のせいではないと言っているのなら
厚労省は教えてほしい
なんで外傷もない人たちが
死んだのか?



森 敏夫さん

原告の森敏夫さんはこの控訴審の第一回弁論を終えた報告集会で次のように訴えた。

「国は、私の病気の原因は原爆でないと言う。私は広島で通信兵として従事していて原爆に遭った。その後、軍の命令で連絡のために市内を駆けずり回った。

私の同僚たちは、ガラスの破片が体中に刺さるような外傷もなく、見たところは何の変化もないのに口から大量の血を吐いてバタバタと倒れて死んでいった。そういうときはお尻からどこからも血が出てくるんです。

僕は、人間の体からあんなに血が出るものとは知らなかった。他の隊でも、みんな『今日は二人死んだ』『うちのところは三人死んだ』などと言っていた。

厚労省は教えてほしい。あれが原爆のせいではないと言うのなら、なんで私の仲間たちはあんなふうになきやいけなかったのか?」

森さんは、今まで「広島に行く」とあの臭いが鼻について離れない。家に帰ってもしばらくは取れない。だから広島には行かない」とよく語っていたが、原告意見書でも「今でも広島に行くだけで死臭がして吐き気がします」と述べている。



開会総会であいさつに立つ田上長崎市長

原水爆禁止2007年世界大会 長崎からの報告 核兵器廃絶に向けた 世界の運動に確信



平和行進にはじめて加わる韓国の市民

一日も早く核兵器廃絶、 被爆者支援を

開会総会では、凶弾に倒

二十三日国から七十名を超える海外代表をはじめ、全国各地から七千人が参加。特に今回は韓国の市民が平和行進に加わるなど、「核兵器のない平和で公正な世界を」実現するために、世界の国々とも連帯し、今こそ核兵器廃絶の行動を力強く発展させようと熱気あふれる大会となった。

広島・長崎に原爆が投下されてから六十二年目を迎えた「原水爆禁止二〇〇七年世界大会・長崎」が、八月七日〜九日まで長崎市民会館などで開催された。大会には、アジアやヨーロッパ、南北アメリカなど

れた前市長のあとを引き継いだ田上富久長崎市長が「原爆使用を正当化するような発言など被爆国としての考え方が揺らいでいる。被爆の実態を知り世界に継承することが、核兵器廃絶の原点になる」と挨拶。また安斎育郎氏（立命館大学国際平和ミュージアム館長）による主催者報告では、「この一年間で米国ブッシュ政権によるイラク戦争が見放され、九条改憲で米国とともに戦争する国づくりを企てる安倍政権が参議院選挙で惨敗し、原爆症認定基準の見直し発言をするなど情勢が大きく変化している。」と述べ、八月五日に広島で採択された国際会議宣言を紹介した。

海外代表の挨拶に続き、日本被団協の田中照巳事務局長、原爆症認定訴訟の勝訴判決を勝ち取った熊本原告団と判決を待つ長崎原告団が挨拶と報告に立ち、「国は認定基準の見直しの前に裁判の結果を真摯に受け止めるべき」「判決を受け入れて控訴をしないよう求める」「一日も早い解決を」などと、平均年齢が七十四歳を超えた被爆者の救済と支援を訴えた。

核兵器のない、戦争しない 国をめざして、各地の実態 と運動を交流

八日には長崎市内など各地で、「すみやかな核兵器廃絶のための行動と共同」「止めよう戦争への道、守ろう憲法九条」「被爆・核被害の実相普及、支援と連帯」「佐世保基地調査行動」など多彩な十五のテーマで分科会が開かれた。「米軍基地の再編強化と自衛隊」の分科会では、海外代表から世界に広がる米軍基地の実態と基地撤去運動などが報告され、続いて沖縄や横須賀、岩国など日本における米軍基地再編の影響と反対運動、各地の自衛隊基地における米軍と一体となった訓練の実態などが次々報告された。愛知からも核搭載可能な米軍イージス艦の名古屋港



への入港、自衛隊小牧基地への空中給油機配備計画などを報告。平和を守る正義のたたかひに確信を持ち、米軍基地再編・自衛隊増強反対、憲法九条守れの運動など、ともに共同、連帯して運動することを確認しあった。

二〇一〇年のNPT再検討 会議に向け運動を広げよう

九日の閉会総会では、日本原水協の高草木博事務局長が、二〇一〇年の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて核兵器廃絶の約束を実行させる世界的な行動をと提起。「すみやかな核兵器廃絶のために」署名をはじめ核兵器廃絶の世論と行動を大きく広げること、核兵器廃絶と「非核三原則」を政府に宣言させる「非核日本宣言」の運動、憲法九条を守れ、米軍基地再編・強化反対の運動を広げること、原爆症認定集団訴訟の全面解決と認定制度の抜本的改善を求めることなどを訴える決議「長崎からの呼びかけ」と、国連と各国政府に核兵器全面禁止条約の協議開始を訴える特別決議「長崎からの手紙」を満場の拍手で採択し閉会した。

地震と原発の危険性

核戦争に反対する医師の会・愛知

世話人 浅野 晴義

本年七月に発生した中越沖地震は、地震王国の日本で五十万基もの原発が存在する危険を浮き彫りにする結果となった。

放射能を含んだ水が漏れ、簡単に消火できない火災が発生し原子炉溶融が起きなかったのが非常な幸運だったとさえ言える状況だった。

これからもさらに起きうる地震に対して、あれほどの揺れは想定外だったなどと電力会社が述べているのは問題外である。

地震の専門家によれば、近く発生すると予測されている東海大地震はM8・0といわれM6・八の中越沖地震の六十倍の規模になるといわれている。五基の原発を持つ浜岡原発は予想震源区域の真つ直中、つまり活断層の真上に原発の建屋が建てられた形となっているのだという。

東海大地震の結果、炉心溶融のような大事故となると急性死者、ガン死者などの犠牲者数は

千三百万人とも計算され日本列島は壊滅的な打撃を受けることになる。

私としては、基本的に原発の存在そのものが有害無益のものと考えている。

日本の電力は三分の一を原発でまかなっているといわれるがこれはウソである。原発を動かすために大変なエネルギーが最初に投入されるので、せいぜい二十五年程しか使えない原発は殆どエネルギーを生み出さないと数理経済学者は計算する。つまり原発は缶詰にされたエネルギーを後から取り出して使うようなものだと考えられる。しかし、そのために出る放射性廃棄物は、原発が使われれば使われるほど、子孫に負担をかけることになる。廃棄される放射性廃棄物は、崩壊熱が発生するのでそのまま放置できず何万年にわたって冷却保存を続けなければならない。

さらに廃棄となった原発の施設は簡単に分解処理できない。長年にわたって中性子の放射を受けた原子炉そのものが巨大な放射性物質の固まりとなるため処理・処分するのにも大変なエネルギーが必要になる。

地球温暖化を防ぐために原発が必要という理屈もなりたない。原子核分裂によって発生する熱の三分の二は環境に放出することになるので、その熱は地球を温め続ける。百万キロワットクラスの原発が放出する熱は（日本では海に）五百ワットの電熱器を二十五万個動かせ続ける程度といわれている。それは海水中の炭酸ガス溶解レベルを下げることになる。

こうした事情にもかかわらず原発推進の意見が強いのは、それによって利益を受ける商社や政治運動家たち、原子力科学者達さらに原発誘致で潤う地域の利益が押し進めるかたちになっているのであろう。

とはいえ、原発は未完成の技術であり、大事故を起こすと、その被害は計り知れない。存外には知られていないことには、原発事故による被害を受けても、

天災や戦争などと同じように一切保障はされない。それは被害額が天文学的に大きくなる可能性があるので保障は除外されているからなのである。いずれにせよ人類にとって厄

介なお荷物以外の何者でもない原発は、すみやかに中止すべきであらうし、賢明なくいつかの国々のように段階的に撤退する道をたどるのが子々孫々のためといえるであらう。



柏崎刈羽原子力発電所は日本海に面した。新潟県の柏崎市と刈羽郡刈羽村にまたがって位置し、敷地面積は約420万平方メートルあります。（東京ディズニーランドの約5倍）7基の発電設備が稼働し、合計821.2万kWの出力は1カ所の発電所としては世界最大です。



上) 1カ所の発電所として世界最大の出力を誇っていた柏崎刈羽原発。放射性物質を含む水漏れや火災など、重大事故が相次いだ。

左) 地震で転倒した低レベル廃棄物貯蔵用ドラム缶。ふたが空き、16リットルの水が漏れ出した。（いずれも柏崎刈羽原子力発電所ホームページより）

久間前防衛大臣の原爆投下「しようがない」発言に抗議！ 被爆国の首相として核廃絶、非核日本を宣言することを求める 抗議文を安倍総理大臣へ送付

二〇〇七年七月四日付

核戦争に反対する医師の会・愛知は安倍総理大臣に「久間防衛大臣のアメリカによる原爆投下容認発言に抗議し、被爆国の首相として、核兵器廃絶、非核日本を宣言することを要求する」抗議文を送付した。以下全文を掲載する。

久間防衛大臣（前）は、麗沢大学で行った講演で、アメリカが広島・長崎に投下した非人道的な原子爆弾について、「原爆を落とされて長崎は悲惨な目にあっただが、あれで戦争が終わったのだから、しょうがないと思っている」と述べたとされる。

二発の原子爆弾のきのこ雲の下で、それまで人類が体験したことのない熱線と爆風と放射線を一瞬に浴びて二十数万人が死に、その後六十二年にわたり二十万人余の被爆者が苦しみ続けているわが国の防衛大臣の発言

として、とうてい容認できるこの発言ではない。

私たちは断固これに抗議する。三日、久間防衛相は辞任したが、発言内容への反省もなく、辞任によって免罪されるものではない。世界で唯一つの被爆国として、核兵器の廃絶と非核三原則を政府閣僚の行動規範とすべきであるにもかかわらず、それを踏みにじった発言を行ったことと、その根っこにある歴史観と核兵器に対する認識が厳しく追及されなければならない。また、

政府は、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」を国連総会や国会内外で宣言して、各国政府に通知し、核兵器のない世界実現のために共同努力を呼びかけること。

以上

久間氏の発言は閣僚として行った発言であり、首相の任命責任を免れない。にもかかわらず、首相は発言内容を問題視することもなく、久間氏に対して罷免権も行使せず注意したのみである。

「核戦争に反対する医師の会」は、今回のような原爆投下容認発言が飛び出す政府の曖昧な姿勢を正して基本に立ち返ることを求め、改めて下記の点を要求する。

記

● 会費納入のお願い ●

二〇〇七年度の会費（五〇〇〇円）納入をお願いいたします。同封の郵便振込用紙をご利用いただくか、次の銀行口座あてにお振り込みください。

三菱東京UFJ銀行・八事支店（普）108-297
「核戦争に反対する医師の会」

※ご不明な点などございましたらお手数ですが、ご連絡ください。

☎ 052-832-1345

第18回 核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい 20周年記念

今年のつどいは、「核兵器廃絶の条件」「東アジアの非核と平和の実現は」などをテーマ企画しています。オーストラリアから IPPNW のラフ氏を招聘するとともに、シンポジウムなどで東アジアの非核、平和を考えます。参加をご希望の先生は「反核医師の会・愛知」までご連絡ください。詳細なご案内を送付します。

◆と き **9月23日(日)～24日(月)** 振替休日

◆ところ **立命館大学衣笠キャンパス、京都産業会館シルクホール**（いずれも京都市）

◆メインテーマ **「もう、なくしませんか？ 戦争、核兵器」**

◆内 容 23日 午後1時～ 特別講演「JPPNWの活動」片岡勝子 JPPNW 事務総長・広島大学名誉教授
午後3時30分～ 記念講演「核は廃絶できる I can, You can, We all can」
ティルマン・アルフレッド・ラフ IPPNW オーストラリア代表

24日 午前10時～ 市民公開シンポジウム「東アジアの非核、安全保障と日本国憲法」

◆参加費 医師・歯科医師5,000円、医療関係者・事務局2,000円、医学生1,000円

◆主 催 全国反核医師の会、第18回核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい実行委員会